**農業従事者支援事業補助金Q&A**

R4.8.15現在

Q1.　**補助金の交付対象者の要件にある「明日香村農家台帳に記載されている農業経営者」とはどのように確認するのか？**

A1.　明日香村農業委員会へお問い合わせください。明日香村農家台帳には、農家世帯ごとに「農業経営者」が決められています。また、相続や経営移譲により農業経営者を変更する場合は、「農地台帳名義変更届」を別途ご提出ください。

Q2.　**補助の対象となる農業用機械・農産加工用機械はどのようなものか？**

A2.　消費税込みの単価が１台30万円以上のものが対象です。また、所有するトラクターのアタッチメントのみ（あぜ塗り機・代かきハロー等）も単価30万円以上であれば対象となります。購入と同時に、所有物の下取りがある場合については、別途お問い合わせください。

Q3.　**補助の対象となる農業用施設・農産加工施設はどのようなものか？**

A3.　栽培用のビニールハウスや、農機具保管用等の建物、保健所の食品製造許可取得を前提とした農産加工用の建物等が対象です。

・施設設置場所は明日香村内のみが対象です。

・自己所有地以外に施設を設置する場合は、その土地所有者の同意書も必要です。

・ビニールハウスの設置は、新設のみが対象となります。

・ビニールハウス骨材の部分的な修繕、ハウスの被覆資材の張り替え（消耗品）は対象にはなりません。

・所有するビニールハウスの機能向上に必要な機械を設置する場合も単価が30万円以上であれば対象となります。その場合、機械の稼働に必要な電気工事費や水道工事費も対象となります。

・既存建物内で加工施設を整備する工事費も対象となります。ただし、既存建物が違反建築物などの場合、対象とならない場合があります。

施設については、事前に他法令の許認可手続きが必要ですので、別途お問い合わせください。

Q4.　**複数の機械を購入する場合は対象となるか？**

A4.　１台ごとに30万円以上であれば対象となります。補助金の交付は1者につき１回限りですので、申請はまとめて1回でお願いします。

Ｑ5.　**この補助事業で購入した機械・施設等はいつまで使用すればいいのか？**

Ａ5.　補助対象者の要件である５年以上は継続して使用してください。公費補助で取得した財産ですので、補助金の目的に反して使用、売却、譲渡、廃棄、交換、担保等はできません。発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

また、耐用年数（農業用機械は７年）に相当する期間についても、適正な使用・管理をお願いします。

Q6.　**補助金の支払いはいつごろか？**

A6.　令和５年３月末までに補助金交付を予定しています。

Q7.　**契約は令和4年3月以前に行っているが、納品及び支払いが令和4年4月以降となっている場合は補助対象となるか？**

A7.　支払った月を対象とするので、令和4年4月以降で支払いをされている場合は補助対象となります。